

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 基本的施策（第9条—第13条）
- 第3章 相談及び苦情への対応（第14条—第15条）
- 第4章 桑名市男女共同参画審議会（第16条）
- 第5章 雑則（第17条）

附則

日本国憲法において法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきましたが、多くの課題が残されています。

このため、国は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を發揮する事ができる男女共同参画社会の形成に向け、平成11年に男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）を制定しました。

今日、少子高齢化など社会経済情勢が大きく変化する時代を迎えている中、豊かで活力ある地域社会を築くためには、男女共同参画社会の実現が重要です。桑名市においても、市民が、健やかに自分らしくいきいきと暮らすことができ、一人ひとりを大切にする心を次世代につなぎ、未来に夢をもてるまちを実現するために、男女共同参画を推進することが重要課題であると考えます。

そこで、桑名市は、前記の男女共同参画社会基本法を受けて、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本目標を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定め、総合的かつ効果的に推進することにより、もって男女共同参画社会の実現を目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2）事業者 本市において、営利又は非営利を問わず事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- （3）積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （4）セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応により相手方に不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。
- （5）ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他親密な関係にある者（過去において配偶者、恋人その他親密な関係にあった者を含む。）に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為又は暴力的な言動をいう。

（基本目標）

第3条 男女共同参画社会を実現するため、次の基本目標を設定する。

- （1）男女が個人として尊重され、性別による差別的な取扱いを受けることなく、能力を發揮する機会が確保されること。
- （2）性別による固定的役割分担意識に基づく制度及び慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- （3）男女が社会の対等な構成員として、市における政策並びに社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定過程に共同して参画する機会が確保されること。
- （4）男女が相互協力と社会の支援の下に、家事、育児又は介護その他の家庭生活における活動及

び職場、学校、地域その他の社会的活動を両立して行うことができるようにすること。

(市の責務)

第4条 市は、基本目標により男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施するものとする。

2 市は、男女共同参画を推進するため必要な体制を整備するものとする。

3 市は、男女共同参画を推進するにあたり市民及び事業者並びに国及び県その他の地方公共団体と協力し、連携を図るものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本目標により男女共同参画についての理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本目標により男女共同参画についての理解を深め、その事業活動において、男女が対等に参画することができる機会を確保するよう努めるものとする。

2 事業者は、男女が職業生活における活動と家庭生活を含むその他の活動を両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 性別を理由とした差別的な取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンス

(情報の表示に関する配慮)

第8条 何人も、広く市民を対象に表示する情報において、次の各号に掲げる表現を行わないよう努めるものとする。

(1) 性別による固定的な役割分担を助長させる表現

(2) 男女間における暴力を助長させる表現

(3) 過度な性的表現

第2章 基本的施策

(基本計画の策定等)

第9条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市は、基本計画を策定し、又は変更するにあたっては、あらかじめ第16条の桑名市男女共同参画審議会に意見を求め、かつ、市民及び事業者の意見を反映できるよう努めるものとする。

4 市は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(施策の実施状況等の公表)

第10条 市は、毎年度1回、基本計画による施策の実施状況について、報告書を作成し、公表するものとする。

(教育及び学習の場に対する措置等)

第11条 市は、男女共同参画についての理解を促進するため、教育及び学習の場において必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に推進するため、必要な情報の収集、調査及び研究を行うものとする。

2 市は、市民及び事業者の男女共同参画についての理解を促進するため、必要な情報の提供を行うものとする。

第3章 相談及び苦情への対応

(相談の申出に対する対応)

第14条 市は、性別による差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスによる被害又は不利益を受けた者からの相談の申出があった場合、関係機関と連携を図り、適切な措置を講ずるものとする。

(苦情の申出に対する対応)

第15条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、その施策について苦情があるときは、市に申し出ることができる。

2 市は、前項による申出を受けたときは、適切かつ迅速に対応する措置を講ずるものとする。

第4章 桑名市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第16条 市長は、男女共同参画推進に関する施策の基本的事項及び重要事項を調査、評価及び審議するため桑名市男女共同参画審議会を設置する。

第5章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定され、及び公表されている男女共同参画の推進に関する計画であつて、男女共同参画計画に相当するものは、第9条の規定により策定され、及び公表されたものとみなす。

(桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年桑名市条例第44号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略